

平成 25 年第 2 回
トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会
＜会議録＞

1 日時

平成 25 年 10 月 8 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2 場所

愛知県産業労働センター ウィンクあいち 10 階 1002 会議室

3 報告

- (1) トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会運営要領
- (2) 平成 25 年第 1 回委員会における指摘事項及びその対応
- (3) 環境調査計画書（平成 25 年次版 追加分）
- (4) 猛禽類とミゾゴイ（サギ類）の営巣状況（平成 25 年次）

4 議事

- (1) 環境調査計画書（平成 26 年次版）
- (2) 環境保全措置（自然系）に関する実施計画書
【実施地区 6（上沢尻）】
【実施地区 10（和倉）】
- (3) 新たに確認された重要種への対応について

5 配布資料

- ・ トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会運営要領（案） [資料 1]
- ・ 平成 25 年第 1 回環境監視委員会（平成 25 年 3 月 25 日）における指摘事項及びその対応 [資料 2]
- ・ トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境調査計画書（平成 25 年次版 追加分） [資料 3]
- ・ 豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業における猛禽類とミゾゴイ（サギ類）の営巣状況（平成 25 年次） [資料 4]
- ・ トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境調査計画書(平成 26 年次版)（案） [資料 5] 一部非公開
- ・ トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境保全措置（自然系）に関する実施計画書（案）
【実施地区 6（上沢尻）】 [資料 6-1]
【実施地区 10（和倉）】 [資料 6-2] 一部非公開
- ・ 新たに確認された重要種への対応について（案） [資料 7] 一部非公開

6 出席者

- (1) 委員（五十音順）
大畑 孝二 委員（公益財団法人日本野鳥の会チーフレンジャー）

織田 銑一	委員	(岡山理科大学教授)
洲崎 燈子	委員	(豊田市矢作川研究所主任研究員)
芹沢 俊介	副委員長	(愛知教育大学名誉教授)
高橋 伸夫	委員	(愛知県野鳥保護連絡協議会議長)
谷口 義則	委員	(名城大学准教授)
成瀬 治興	委員長	(愛知工業大学名誉教授)
柳澤 紀夫	委員	(公益財団法人日本鳥類保護連盟理事)

(2) 事務局

愛知県企業庁、トヨタ自動車株式会社 等

(3) 傍聴人等

傍聴人 1 名

7 会議の概要

(1) 開会

(2) 報告

ア トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会運営要領

- ・資料 1 について、事務局から説明した。
- ・要領（案）について、委員の承認により、本日付けで一部改正が施行された。また、委員長及び副委員長は留任された。

イ 平成 25 年第 1 回委員会における指摘事項及びその対応

- ・資料 2 について、事務局から報告した。

ウ 環境調査計画書（平成 25 年次版 追加分）

- ・資料 3 について、事務局から説明した。
- ・環境調査計画書（平成 25 年次版 追加分）について、委員の承認を受けた。

エ 猛禽類とミゾゴイ（サギ類）の営巣状況（平成 25 年次）

- ・資料 4 について、事務局から報告した。

(3) 議事

ア 環境調査計画書（平成 26 年次版）

- ・資料 5 について、事務局から説明した。

<質疑応答>

(大畑委員) 動物の調査期間等において、調査圧に留意して調査期間等の見直しを行うとの記載がある。今まで、調査圧の影響が気になっていたが、それを踏まえてのことなのか。

(事務局) 営巣確認調査や繁殖状況調査時には、その場所に留まることなく、確認したら速やかに立去るような配慮で、調査圧を軽減している。

(大畑委員) 来年から調査方法を少し変えるという意味なのか。今までと同じように気を付けるという意味なのか。

(事務局) 計画書の記載は昨年までと同じである。今までも気を付けたし、これからも気を付けるという意味である。

(大畑委員) ミゾゴイの巣の確認は、特に夏場は葉っぱもあって難しい。巣はすぐに落ちてしまうこともあり、必ず残っている訳でもないが、必要に応じて、葉が落ちた冬期に、巣の確認調査は可能か。

(事務局) 辞任された川上委員から、繁殖期に営巣地を見つけるのは非常に困難であるため、冬季にも確認すべきとの指摘を受け、昨年より冬期に営巣確認調査を実施している。

ミゾゴイの巣は非常に崩れやすいため、全てを把握できる訳ではないが、今のところ、冬期の調査で新たに見つかった巣はない状況である。

(成瀬委員長) 本調査計画書を承認してもよろしいか。

(各委員) 承認する。

イ 環境保全措置（自然系）に関する実施計画書

・資料 6-1 及び資料 6-2 について、事務局から説明した。

<質疑応答>

(洲崎委員) 老齢針葉樹林に誘導したい場所に関しての提案がある。

岡崎市に合併前の額田町の旧宮崎村は、古くから林業立村を目指していて、矢作川流域内では非常に林業先進地となっている。今年、市民参加型で実施

した人工林調査「森の健康診断」において、額田町域の^{ぜまんちょう}千万町町の人工林で、150年生のすばらしい老齢ヒノキ・スギ人工林を見た。その森林は、地域の伝統ある林業研究会の「額田林業クラブ」が育ててきた場所である。この場所を老齢針葉樹林の参考にしてはどうか。

また、この現場を視察するとともに、事業地内で老齢針葉樹林を目指す場所に額田林業クラブの方をお連れして、具体的な森づくりのアドバイスを頂くと良い。

(事務局) 一緒に現場を見て、参考にさせて頂きたいので、紹介願いたい。

(大畑委員) 上沢尻地区の林道整備においては、法面緑化が必要な状況になるかなど、どのくらい新しく削るのか。林道整備のイメージを教えてください。

(事務局) 新たに林道を整備するのではなく、対象種の生息適地である現状の林道の崖地部分は改変せず、そのまま残す配慮を保全措置としている。

(柳澤委員) 上沢尻地区に何カ所かの竹林があり、林業的な作業はしないとしているが、竹林は外来植物の固まりのようなものなので、保全する必要があるのか疑問である。竹林は保全しなければならない対象か、芹沢副委員長に伺いたい。

(芹沢副委員長) 労力的に非常に退治が大変であり、退治すると林床を踏み荒らすことによ

るネガティブな影響も出るため、撲滅する方が良いのかは微妙である。しかし、保全する必要は全くないため、基本的にできるだけ退治した方が良い。

(柳澤委員)

大賛成である。

(事務局)

竹林はパトロール等で確認して、範囲が広がるようであれば、そこを駆除する計画である。

(芹沢副委員長) 竹は凄まじく繁殖力が強く、地下茎を這わして新しい茎を出すため、油断するとあっという間に広がる。また、竹は基本的に地下の貯蔵物質を使って伸びるため、暗い状態でも伸び、高いものでは 30m くらいで葉を広げて、他の樹木を枯らす。切って一時的に裸地状態になれば、そのうち他のものが生えてくるため切る方が良い。

ただし、素人では林床の踏み荒らしの弊害が大きいため、プロに駆除してもらった方が良い。

(事務局)

上沢尻地区の竹林は面積が広いので、時期等は相談させて頂きたい。

(洲崎委員)

竹林に関して情報提供する。

群馬のNPOが開発したもので、冬場に一定以上の面積を 1m 程度の高さで切ると、中が腐って枯れていくという方法がある。矢作川の水辺愛護会で、河畔の竹林整備をしている方に勧めたところ、割合労力が少なく、まただんだんと枯れていくため、林床の回復と同時進行しやすく一定の効果があるようである。どこかで実験的に行うと良い。

(事務局)

助言も参考にしながら、相談させて頂きたい。

(織田委員)

哺乳類の同環境生息種である一般種は、どのように調査するのか。

(事務局)

上沢尻地区であれば、この地区を対象とした保全対象種があり、その対象種それぞれの調査の中で、併せて同環境生息種も確認する計画である。

(織田委員)

一般種の小哺乳類は、フィールドサイン調査では確認が難しく、捕獲調査になるのではないかと。

(事務局)

平成 30 年及び平成 37 年に、環境保全措置の効果の確認のために事後調査を実施する計画であり、その中で確認する予定である。捕獲調査については、必要があれば検討するが、相調査時には、捕獲等の調査も実施する。

(大畑委員)

相調査時には捕獲するが、事後調査時は保全対象種のフィールドサイン調査だけということか。

相調査は、平成 30 年及び平成 37 年の調査のことか。

(事務局)

保全措置の効果の確認のため、保全措置を実施した翌年と、本事業が終わった翌年に事後調査を実施するほか、動物及び植物の相調査については、資料 5 の環境調査計画書で示す環境調査の全体計画のとおり、平成 28 年、平成 33 年及び施設完成後の 1 年目に実施する計画である。その中で保全措置対象種以外の種を細かく調査する計画である。

(大畑委員)

平成 30 年の事後調査と、平成 28 年及び平成 33 年の相調査の違いは何か。

(事務局)

実施計画書に示す事後調査は、保全措置の効果を評価するための調査であり、環境調査計画書に示す相調査は、環境影響評価書の中で環境監視として位置付けられている調査である。なお、同じ場所で調査を実施することもあり、使えるデータは使っていくこととしている。

(芹沢副委員長) 織田委員の意見は、もし保全対象種が確認できなくても、同環境生息種が確認できれば、比較的順調に環境が回復していると理解できるという意味で、同環境生息種を上げられたと思うが、事後調査と同環境生息種の調査を一緒に実施するか否かが問題である。

鳥などの大抵の種は同時に調査できるため問題ないが、哺乳類の場合は、もし同時に調査を行うとすれば、ある程度定量的な調査をした方が良いのではないかと、言外に言われたと思う。

(織田委員) 頻繁に調査する必要はないので、いつごろ実施するかを確認したかった。

(芹沢副委員長) 平成 28 年及び平成 33 年程度に実施すれば、それで良い。

(柳澤委員) 同環境生息種の 1 回目の調査は、できるだけ早い方が良い。

鳥のことで言わせて頂くと、調査は、できるだけ早く特に繁殖期に実施して頂きたい。その林の当たり前の種類の密度がどう変わっていったのかが、林を改良してきた結果であり、一番わかりやすい大事な資料となる。

(事務局) 実施計画書において、同環境生息・生育種調査の事後調査は、基本的には平成 30 年には実施する計画である。

(芹沢副委員長) 同環境生息・生育種調査を事後調査として実施するとすれば、比較資料として現況調査を実施しないと、評価ができない。現況は相調査的な調査であり、定量的な調査はしていない。鳥はセンサス調査していることから、ある程度定量的な情報はあがるが、問題はそれ以外の種である。もし同環境生息種を上げて、それを事後調査で調査するとすれば、事後調査と同じ手法の現況調査をしておかないといけないという指摘である。

(柳澤委員) なるべく早くに定量的な調査をして頂くと、環境に手を入れた前後の違いがよくわかり、どのように努力してきたかが見える。

(事務局) 現状は保全措置の実施前に調査をしていないため、相談させて頂きたい。

(織田委員) 哺乳類に関しては、定量調査は難しい。定性調査は既に済んでいるため、事後調査も定性的で良い。他の生物群に関しては判断しにくい。

(大畑委員) 鳥は事前の細かい調査で、重要種は定量的に把握できているが、普通種はいる・いないだけなので、個体数がないと微妙な変化が読めない。しかし、もう一度事前調査が必要かどうかは、わからない。哺乳類、魚、鳥と各生物分野で詰めていったら、結局このままとなる話なら、悩まなくて済む。

(柳澤委員) 環境と鳥は非常に見やすい。最初の調査資料を知らないが、どこを調べて、個体数がどう出てきたかを教えてもらえれば、そのとおりの調査で良い。

(事務局) 対象種によって判断が難しいので、調査の必要性の有無、方法も含めて、個別に相談しながら進めていきたい。

(高橋委員) 鳥に関して言えば、できるだけ古い一番元の記録を探して頂きたい。

(事務局) 過去の調査データを整理した上で相談させて頂きたい。

(芹沢副委員長) 基本的には事前調査をしていないものは事後調査をしてもしようがない。同環境生息・生育種については、少なくとも定性的な調査は既に実施しているので、それで良い。

他の地区も同様であるが、「資料 6-1」表 4-2 中の同環境生息・生育種の事前調査の欄は「-」を「○」に変えた方が良い。つまり、今までの定性的な調査は、今後の事後調査も同様に定性的に実施する、あるいは、ある

程度センサ的な調査の結果があれば、それに対応する調査をすることでどうか。

(事務局) 芹沢副委員長の助言も勘案し、相談させて顶きたい。

(成瀬委員長) 2地区分の実施計画書を承認してもよろしいか。

(各委員) 承認する。

ウ 新たに確認された重要種への対応について

・資料7について、事務局から説明した。

<質疑応答>

(芹沢副委員長)「新たに確認された重要種への対応について」は資料のとおりで良いが、一つ皆さんに伺いたい。

重要種の抽出に評価書時点のレッドデータブック・レッドリストを使うのは、アセスメントの整合性の観点から言えば当然である。しかし、レッドデータブック・レッドリストの改訂によって、今まで載っていなかったものが、載ってくる。

アセスとは別の話として、非常に長期にわたる事業の場合、途中で希少種等に追加された種の扱いをどうするか考えておく必要がある。

愛知県で係り合いが深く一番典型的な種がケリとトノサマガエルである。

ケリは現地にいたかもしれないが、愛知県の平地では何処にでもいる。

トノサマガエルは現地にいるが、評価書時点でリスト入りしていれば、結果的に特に保全する必要なしということになったと思うが、定量的な調査をして保全の必要性について検討した。

トノサマガエルは、全国的には昔から騒がれているが、愛知県ではそんなに少ない種ではないため、全国的なリストに上がったからといって、再調査する必要はないが、一般論としてどうだろうか。

柳澤委員の考えを伺いたい。

(柳澤委員) それぞれの地域で考えていることなので、統一的な意見は持ち合わせていないが、その場所にいる・いないを調べて、量的なもので判断すれば良い。

(成瀬委員長) 評価書時点から少し時間が経っているので、こういった問題は出てくる。

(大畑委員) 国と県のレッドリストについては、愛知県のレッドリストの方がより地域の実情を反映していると考えている。基本的にはリストが改訂されて新規に入った種も無視しないで配慮して頂きたいが、必ずしも全て同様に扱うのではなく、出たものは一つ一つケース・バイ・ケースで再度協議して対応して頂きたい。

(芹沢副委員長) 今後、新たに国や県のレッドリスト等に追加された場合、過去に遡って調査はできない。この案件とは別に、状況や必要に応じて、調査、保全策をお願いしたい。

(事務局) 資料7は、評価書時点に限定した原則論としているが、今後調査結果で出てきた種は、場合によっては増減されたリストと照らし合わせて、種によって個別に相談する対応とさせて頂きたい。

(谷口委員) 愛知県のレッドリストの魚類部門の委員をしているが、レッドリストは、

5年おきぐらいに改訂しており、その中身はかなり劇的に変化する可能性がある。

レッドリストは最新のものを参照して頂く方向で修正して頂きたい。具体的には「評価書時点」は削除して頂きたい。

(芹沢副委員長) もともと発見されていた種で後から重要種になったトノサマガエルのような種と、後で発見されて重要種に抽出される種では、評価書時点で統一しないと、全体の統一性が保てないため、「評価書時点」を入れる方が良い。もちろん個別には対応して頂きたい。

(谷口委員) フットノートを付ける等、個々に最新に照らし合わせて再検討することもあり得ると述べて頂きたい。

(事務局) 評価書時点を基本とし、リストの改訂で増減がある種は個別に対応することで取り扱っていく。

(成瀬委員長) 新たに確認された重要種への対応を承認してもよろしいか。

(各委員) 承認する。

(4) 閉会

以上